

# 令和5年第10回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年9月1日（金）午後2時05分から午後3時30分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
事務局	局長 渡辺 勝彦、課長 後藤 道広、係長 山口 嘉之、主事 山田 早希
議案	第42号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第43号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第44号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第45号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第46号 特定農地貸付承認の取消について 第47号 農業経営基盤強化促進基本構想の策定における協議について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和5年第10回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、現在13名で定足数に達しております。 なお、14番、田中きょうこ委員が20分ほど遅れると連絡があり、途中参加となり農業委員の出席は、14名となります。 また、推進委員の出席は、9名です。 これより令和5年第10回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、6番山本富義委員、7番柴田智弘委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 なお、受付番号2番の案件は、私、菱川幸夫が当事者になっておりますので、農業委員会

等に関する法律第 31 条による議事参与の制限により審議に加わるできません。

したがって、受付番号 1 番及び 3 番から 5 番を先に審議し、受付番号 2 番については、私が退席し職務代理者の中村茂委員を議長として審議を進行していきます。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

日程第 2、議案第 42 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転 5 件です。

はじめに、受付番号 1 番及び 3 番から 5 番について説明をします。

受付番号 1 番は、土田の方と土田の方との間における売買による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は申請地を取得して、新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。申請地は、農振農用地です。

受付番号 3 番は、愛知県春日井市の方と塩の方の間における売買による所有権移転です。

塩地内において、譲受人は自らが所有する農地に隣接する申請地を取得して経営の効率化を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。申請地は、農振農用地です。

受付番号 4 番は、東京都江東区の方と塩の方の間における売買による所有権移転です。

塩地内において、譲受人は自宅に隣接する申請地を取得して新規就農することです。

詳細については、資料のとおりです。

受付番号 5 番は、中恵土の方と中恵土の方の間における売買による所有権移転です。

中恵土地内において、譲受人は申請地を取得して経営の効率化を図ることです。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、土田お願いします。

奥田委員

農業委員 4 番の奥田から現地確認の報告をします。

中濃大橋の東にある農地で、現地は、耕作されていない耕作放棄地の状況です。譲受人は、譲渡人から農業指導を受けながら野菜を作付けし、管理されると聞いています。今後は、農地として耕作、管理され耕作放棄地ではなくなるため、問題ないと思います。

議長

受付番号 3 番、4 番、塩お願いします。

山本(富)委員

農業委員 6 番の山本から 3 番、4 番の現地確認の報告をします。

受付番号 3 番は、塩地内の農地で、譲渡人は相続により取得したが、遠方に居住しており管理ができないため、隣接農地を所有する譲受人が売買により取得し、営農を継続されるため、問題ないと思います。

受付番号 4 番は、塩のスタンド南の農地で、譲渡人は相続により取得したが、遠方に居住しており管理ができないため、隣接地に居住する譲受人が売買により取得し、農地とし

		て管理されるため、問題ないと思います。
議 長		受付番号 5 番、中恵土お願いします。
三 宅 委 員		推進委員 9 番の三宅から現地確認の報告をします。
		先月 5 条、受付番号 14, 15 番で審議いただいた案件の南に隣接する農地です。西側農地の所有者が取得し、畑として利用される計画です。農地の畑地転換の書類も提出されており、5 条の工事と同時に嵩上げ工事を実施され畑として耕作されます。
議 長		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		<b>【意見・質問なし】</b>
議 長		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 42 号、受付番号 1 番及び 3 番から 5 番について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
委 員		<b>【異議なしの声多数】</b>
議 長		異議ないものと認め、議案第 42 号、受付番号 1 番及び 3 番から 5 番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		受付番号 2 番の案件は、私が当事者となりますので、退席して、職務代理者の中村茂委員を議長として、審議をお願いいたします。
		(菱川幸夫委員：退席、 中村茂委員：議長席へ移動)
職務代理者		職務代理者の 3 番委員中村です。会長に代わり、議長を務めさせていただきます。
		それでは、議案第 42 号、受付番号 2 番を議題といたします。
		事務局に説明を求めます。
事務局		議案第 42 号、受付番号 2 番について説明します。
		受付番号 2 番は、京都府宇治市の方と今渡の方との間における売買による所有権移転です。
		土田地内において、譲受人は自らが所有する農地に隣接する申請地を取得して経営の効率化を図るとのことです。
		詳細については、資料のとおりです。申請地は、農振農用地です。
		本案件は、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。
職務代理者		只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
		受付番号 2 番、土田お願いします。
奥 田 委 員		農業委員 4 番の奥田から現地確認の報告をします。
		中濃大橋西の農地で、譲渡人は相続により取得したが、遠方に居住しており管理ができないため、譲受人が売買により取得し、農地として耕作されるため、問題ないと思います。
職務代理者		只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員		<b>【意見・質問なし】</b>
職務代理者		ご意見もないようですのでお諮りいたします。
		議案第 42 号、受付番号 2 番について、原案のとおり許可することにご異議ございませ

委員 職務代理者	<p>んか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 42 号、受付番号 2 番は、原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>それでは、菱川幸夫委員の議事参加を認めます。</p> <p>(中村茂委員：自席へ着席 菱川幸夫委員：入室し議長席に着座)</p>
議長	<p>続きまして、日程第 3、議案第 43 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>なお、受付番号 1 番の案件が、日程第 4、議案第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についての受付番号 1 番の案件と関連しておりますので、併せて審議します。</p>
事務局	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>日程第 3、議案第 43 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転 8 件、使用貸借権の設定 1 件、賃借権の設定 1 件の合計 10 件です。</p> <p>日程第 4、議案第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、賃借権の設定 1 件です。</p> <p>5 条、受付番号 1 番は、今渡の方外 2 名の方と群馬県伊勢崎市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して作業工具類等販売店舗を建築することです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置することです。</p> <p>都市計画法の開発協議が必要な案件で、申請済みです。</p> <p>事業計画変更、受付番号 1 番の案件との同時申請となります。</p> <p>事業計画変更、受付番号 1 番は、今渡の方外 1 名の方と群馬県伊勢崎市の法人が、賃借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、隣接地を一体利用して作業工具類等販売店舗を建築することです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及び擁壁を設置することです。</p> <p>都市計画法の開発協議が必要な案件で、申請済みです。</p>

当初事業計画者は、賃貸住宅を建築する予定でしたが、事業継承者から西側既設店舗の店舗面積、駐車場が不足しているため、早急に、店舗面積、駐車場を拡大した店舗を建築したいと強い要望があり、これに応じることにしたとのことです。

5条、受付番号1番の案件との同時申請となります。

5条、受付番号2番は、下恵土の方と愛知県北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、徳野南一丁目地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、土田の方と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、建築条件付きで3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号5番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、妻の祖母の所有地に使用貸借権を設定し、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号7番は、土田の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して小売業駐車場を整備するとのことで

す。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号8番は、西帷子の方外1名と緑の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、建築条件付きで5区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

都市計画法の開発協議が必要な案件で、5条受付番号9番と一体開発で申請済みです。

令和5年2月27日付で農振除外されています。

受付番号9番は、東帷子の方と坂戸の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、東帷子地内で、建築条件付きで3区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

都市計画法の開発協議が必要な案件で、5条受付番号8番と一体開発で申請済みです。

令和5年2月27日付で農振除外されています。

受付番号10番は、矢戸の方と愛知県一宮市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、矢戸地内で、建築条件付きで2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、及び事業計画変更、受付番号1番、今渡をお願いします。

江 口 委 員

推進委員1番の江口が受付番号1番及び事業計画変更、受付番号1番の案件について報告します。

受付番号1番と事業計画変更、受付番号1番は、同一地ですので併せて説明します。

今渡北小学校東にある農地で、当初事業計画者は賃貸住宅を建築する計画でした。隣接地で作業工具類等販売する店舗が、既設店舗及び駐車場が手狭となったことから、店舗及び駐車場の拡張を計画され、強い要望があったためこれに応じたものです。周囲にはコンクリート擁壁を設置され近隣農地への被害防除もされますので、転用されても問題ないと

議 長 思います。  
 江 口 委 員 受付番号 2 番、下恵土お願いします。  
 推進委員 1 番の江口が受付番号 2 番の案件について報告します。  
 受付番号 2 番は、アーラ南にある農地で、建築業者が取得して 1 棟の分譲住宅を建築する申請です。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意、排水同意もあり、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

議 長 受付番号 3 番、徳野南お願いします。  
 江 口 委 員 推進委員 1 番の江口が受付番号 3 番の案件について報告します。  
 受付番号 3 番は、徳野南区画整理地内の農地です。区画整理事業により道路側溝、上下水道とも整備されており、転用により一般個人住宅の建築で、問題ないと思います。

議 長 受付番号 4 番から 7 番、土田お願いします。  
 津 田 委 員 推進委員 2 番の津田が受付番号 4 番の案件について報告します。  
 受付番号 4 番は、土田井ノ鼻地内の農地で、建築条件付きで 3 区画に宅地分譲されます。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水で、転用されても問題ないと思います。転用後の住宅建築に関しては、上下水道とも整備されており大丈夫です。

奥 田 委 員 農業委員 4 番の奥田が受付番号 5 番と 6 番の案件について報告します。  
 受付番号 5 番は、土田渡地内にある農地で、1 棟の分譲住宅を建築されます。隣接農地は譲渡人所有地でコンクリートブロックを積まれます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。  
 受付番号 6 番は、土田渡の農地で、妻の祖母の土地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築されます。隣接所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても問題ないと思います。

津 田 委 員 推進委員 2 番の津田が受付番号 7 番の案件について報告します。  
 受付番号 7 番は、土田大池地区の農地です。隣接で外国人用の小売店を経営する譲受人が購入し、駐車場として一体利用される計画です。隣接地の農地は無く、雨水は自然浸透及び側溝への排水となり、転用されても問題ないと思います。

議 長 受付番号 8 番、9 番、東帷子お願いします。  
 勝 野 委 員 農業委員 5 番の勝野が受付番号 8 番、9 番の案件について報告します。  
 受付番号 8 番、9 番は、隣接地ですから併せて報告します。西可児駅東の農振農用地内農地でしたが、令和 5 年 2 月 27 日に農振除外がされた農地です。事務局から説明がありましたように、一体で開発協議の書類が提出されており建築条件付きで 5 区画と 3 区画に宅地分譲されます。開発協議では、関係する担当部署と協議が進められていると、事務局から聞いています。農地法に関しては、転用されても問題ないと思います。

議 長 受付番号 10 番、矢戸お願いします  
 國 枝 委 員 推進委員 4 番の國枝が受付番号 10 番の案件について報告します。  
 受付番号 10 番は、矢戸地内の農地を不動産業者が購入して建築条件付きで 2 区画に宅地分譲されます。隣接する農地所有者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水です。  
 下水道への接続は出来ないため、合併浄化槽を設置されます。転用に関しては問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 受付番号4番、8番、9番、10番と建築条件付きで宅地分譲する案件が今月多くありますが、新しい委員が多いので、建築条件付き宅地分譲について、説明してほしいです。

事 務 局 建築条件付き宅地分譲について説明します。用途地域以外での更地分譲、建物を建てない宅地造成のみの農地転用については、認められないとしているのが、国の見解でした。しかし、昨今の住宅事情等を考慮して、土地購入者が自分で使用しやすい住宅を建築したいとする要望が強いことから、平成31年3月末に国から条件を付して更地分譲を認めるとして通知が出されました。条件については、転用事業者が指定する建築業者と土地購入者が3ヶ月以内に契約して住宅を建築することや、一定期間内に土地が売れなかった場合は転用事業者が自ら住宅を建築するとして、一定期間内に家を建て、宅地化することを条件としています。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 受付番号8番、9番は隣接地であるが、別々の申請となった理由は何かありますか。

事 務 局 申請地は3筆の農地があり、8番は2筆の所有者が緑の法人へ、9番は1筆の所有者が坂戸の法人へ別々に売却したいと話が進んで、農振除外申請が別々に申請され、除外されました。ただ、工事については、一体で行う事で経費が安く済むことや関連工事が一度に済むことから、一緒に開発協議書が提出され、工事施工されると聞いています。

議 長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委 員 議案第43号及び議案第44号について、それぞれ原案のとおり、許可相当及び承認相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第43号及び議案第44号は、原案のとおり許可相当及び承認相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第5、議案第45号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

事 務 局 それでは、事務局に説明を求めます。

議 長 日程第5、議案第45号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

議 長 今月の申請は、2件です。

議 長 受付番号1番は、土田の方が所有する土田地内の畑です。

議 長 該当農地は、昭和43年頃に住宅を建築し、住宅敷地として利用を開始し、現在に至るとのことです。

議 長 受付番号2番は、美濃加茂市の方が所有する東帷子地内の田と畑です。

議 長 当該農地は、前所有者である被相続人が取得した平成12年以前より山林原野化しており、進入路も無いため、その後も耕作されることなく、現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局に説明がありました。地元委員からの発言を求めます。

奥田委員 受付番号1番、土田お願いします。  
 農業委員4番の奥田が受付番号1番の案件について報告をします。  
 受付番号1番は、土田の花き販売所の北にある農家住宅の一部です。事務局からの説明がありました様に昭和43年に住宅が建築され住宅敷地として利用が開始され現在に至るとのことで、非農地として問題ないと思います。

議長 受付番号2番、東帷子お願いします。  
 勝野委員 農業委員5番の勝野が受付番号2番の案件について報告をします。  
 受付番号2番は、東帷子地内で、東及び南は名鉄広見線、西は愛知県犬山市で山林、北は緑の団地の住宅、公園に囲まれております。申請地の周囲は山林で申請者が相続で所有されております。事務局からの説明のとおり、取得時から耕作されず山林原野化して現在に至っております。申請地へは、たどり着けない状況にあるため、事務局が航空写真で過去の状況を確認され、非農地として問題ない判断されています。

議長 航空写真での非農地判断については、事務局から航空写真で説明を受けました。  
 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

事務局 2番の案件について、航空写真での判断について、事務局から説明をお願いします。  
 事務局による事前現地確認時に、以前利用されていた道も見当たらず、周囲から申請地へ行ける方法を調査しましたが見つけることができなく、申請地へはたどり着けない状況にありました。このため、県や農業会議へ、平成12年頃からの航空写真で3年ごとの経過が確認でき、農地としては耕作されておらず、山林化していることが確認できると相談し、問題ないと回答をもらいました。  
 農地法の改正により、衛星写真や最近ではドローンでの確認でもOKとなっており、今回は航空写真で判断して、問題ないと考えています。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。  
 委員 【意見・質疑なし】  
 議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
 委員 議案第45号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。  
 議長 【異議なしの声多数】  
 議長 異議ないものと認め、議案第45号は原案のとおり、承認することに決しました。

議長 続きまして、日程第6、議案第46号、特定農地貸付承認の取消についてを議題といたします。  
 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第46号、特定農地貸付承認の取消について説明します。  
 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律3条第1項の規定に基づく貸付承認の取消について、公益社団法人可児市シルバー人材センターから申請のあったもので、当委員会にその承認を求めるものです。  
 申請地は、平成26年2月6日付で貸付承認を受け、市民農園として運営されてきましたが、土地所有者から土地の売却の申し出があり、シルバー人材センター及び可児市が土

地使用貸借契約の解約に合意したことから、本申請に至ったものです。

なお、申請地は農振農用地ですが、令和4年11月30日付けで農振除外の申出書が提出されています。また、土地の引き渡しは令和5年7月31日に完了しております。

議長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長 6月に収穫予定の作物は、収穫を済ませていますか。

事務局 すでに収穫は済んでいて、現在は何も作付けされていない状況です。

議長 他に何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第46号について、原案のとおり、承認し、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第46号は原案のとおり、承認し、市に報告することに決しました。

議長 続きまして、日程第7、議案第47号、農業経営基盤強化促進基本構想の変更における協議についてを議題といたします。

議長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第47号、農業経営基盤強化促進基本構想の変更における協議について、産業振興課担当者が説明します。

産振担当者 農業経営基盤強化促進基本構想の変更について、担当者が説明。

議長 只今、事務局、担当者から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議長 議案第47号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第47号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の8月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数14件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更（水田の畑地転換又は盛土・切土）の届出書の8月届出分です。  
別添資料2をご覧ください（件数1件）

3. 農業用施設の届出書の8月届出分です。  
届出はありませんでした。

4. 8月中に届出のあった農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告します。

8件の届出がありました。

田 7筆 4,887.00 m<sup>2</sup> 畑 25筆 9,053.38 m<sup>2</sup> 合計 32筆 13,940.38 m<sup>2</sup>

5. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は9月28日の木曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第11回農業委員会総会は、令和5年10月3日火曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

6. 農業経営の収入保険について（農業共済組合からの説明）

議

長

これもちまして、令和5年第10回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。  
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。